

NPO基礎講座 質問・回答 解説

公認会計士 酒井健一

よくある質問

- NPO法人の相談内容で、よくある質問をまとめてみました。収益事業に関する項目が多いです。以下、参考にしてください。

収益事業の判断

- ・ 事業要件（収益事業課税対象となる34の事業としての性質を要する）
（法人税法）
- ・ 継続して行われる規模（商売になっている）
- ・ 事業場を設けて行われる規模（商売をする場所が決まっている）

収益事業課税対象となる34の事業

収益事業の種類（法人税法施行令の34業種）

法人税法上の収益事業の種類（法人税法施行令第5条第1項）

1 物品販売業 2 不動産販売業 3 金銭貸付業 4 物品貸付業 5 不動産貸付業 6 製造業 7 通信業 8 運送業 9 倉庫業 10 請負業

11印刷業 12出版業 13写真業 14席貸業 15旅館業 16料理店業その他の飲食店業 17周旋業 18代理業 19仲立業 20問屋業

21鉱業 22土石採取業 23浴場業 24理容業 25美容業 26興行業 27遊技所業 28遊覧所業 29医療保健業

30洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞蹈、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む）、自動車操縦若しくは小型船舶の操縦の教授、学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授、公開模擬学力試験を行う事業など<これらを技芸という>

31駐車場業 32信用保証業 33その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権の譲渡又は提供を行う事業

34労働者派遣業

- 収益事業≡損益計算書等を作成し、税務署などに申告することになります。

NPO法人の税務

法人税の問題

- 収益事業を行うと課税され、法人税の申告が必要

源泉税の問題

- 給与や報酬（謝金含む）を支払った場合は源泉徴収が必要。原則として、支払った月の翌月10日までに納付
- 法人地方税均等割りの問題
- 収益事業を行っていなくても、法人県民税と法人市民税の均等割りは課税される（減免申請により免除）

消費税の問題

- 消費税は課税売上が1,000万円超の法人が課税対象
- 適格請求書登録事業者（インボイス制度）は課税事業者

法人税法で定める収益事業とは？

- ・ 法人税法第二条十三
 - ・ 収益事業販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものという。
 - ・ 事業場を設けて、34の業種に該当する事業を行うと、本来的に収益事業になる。
(利益がでているとか、赤字とかは関係ない)
 - ・ 区分経理・・・NPO本来業務と収益事業は分けて会計処理しなければならない
 - ・ 法人税法施行令第六条で
(収益事業を行う法人の経理の区分) 第六条公益法人等及び人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない。
- 活動計算書において、区分経理が要求されている。

収益事業となる事例 受けた質問から



- ・ 質問：子ども食堂を特定非営利活動法人の事業として行っているが収益事業に該当するか？
- ・ 回答：子ども食堂の利用がNPO法人の会員のみに限定されそれ以外は利用できないということになってなければ飲食業に該当する（会員以外一般の人や非会員の子供も利用可能、ほかの場所でカフェなどを運営している場合は飲食業となる）。
- ・ 理由：子ども食堂は本来的に飲食業

これを会員の利用に限定することでNPO独自の事業となる（収益事業から外れる）。

子ども食堂だけで運営することは、資金的にも難しく、どうしても一般利用を認めなければならず、収益事業になるのはやむ得ない。

寄付金について。どこまでが寄付金になりますでしょうか。会員同士の売買にてメーカーがNPOに手数料を支払ったとき、寄付金処理となりますか（名目は寄付金でも収益になる可能性も）。

- 寄付とは、金銭や財産などを公共事業、公益・福祉・宗教施設などへ無償で提供すること（利益が発生しない）。
- 手数料等については、**NPOとメーカーの契約**により寄付か収益かが判断される。
- NPOが事業として、会員同士の売買の仲介を行うと、問屋、仲立、代理などの行為になる可能性もある（収益事業）。
- 会員が購入した製品に対する販売手数料とみなされると、NPOが代理店となるので収益事業となる可能性が高い。
- 契約書上、寄付であることを明確にして、無償の提供であるという形にする。

均等割の減免

- ・ 収益事業を行っていない法人は、毎年4月30日までに、都道府県及び市町村に均等割の減免申請を提出することで、県民税及び市民税の均等割を減免（ゼロ）とすることが出来る。
- ・ 每年提出する必要がある。

実費弁償の確認

- 収益事業とならないケース

実費負担であれば、収益事業とならない。バザーなど年に数回開催するような事業では、利益が発生しなければ、収益事業とはならない（継続して事業場を設けて行われるとは言い切れない）。

- 実費負担のイベントを継続的に行い非収益事業として継続するためには税務署への届出承認を要する（実費弁償の確認書例）。確認の対応期間はおおむね5年となっている。
- 事業計画、資金繰り予定、契約書等の書類を添付して申請する（認められないケースもままある）。
- 実費弁償の確認は事業開始後は出来ない。
- 例外・・・指定管理業務（事務処理の受託を対象としているので請負となる）

年度末の決算に向け、日々の会計処理は具体的にはどうすればよいでしょうか。現金出納帳の記帳程度でよいのですか。帳簿管理しやすく使いやすい会計ソフトがありましたら、合わせてご教示ください。

- 本日のレジュメ、「会計実務・業務の流れ」を参照してください。
- レジュメ「仕訳の集計と財務諸表」に簡単な例を示しました。
- ソフトについては「実務で財務諸表を作成するには？」を参照してください。

NPO会計基準の勘定科目は一般の企業会計とは異なるようですが、どのように設定すればよいでしょうか。また、現行の科目を変更する場合、いつが適切でしょうか。

- NPO会計基準の勘定科目は、一般的な会計ソフトで変更するのは難しいです。NPO会計専用ソフトを利用することになります。公益法人用の会計ソフトも類似の勘定を使っていますが、完全には一致していません。
- 公益法人会計基準とNPO法人会計基準の大きな差は、公益法人の場合、活動計算書が正味財産増減計算書となっていることです。ソフトを利用する際に計算書の名称を変更できるか否がポイントになります。
- 勘定科目の設定は、期首に行なうことが原則です。期中でも変更できます。
- 科目については、配布資料「活動計算書の科目」「貸借対照表の科目」を参照してください。

事業費や管理費にはそれぞれどのような費用を計上すればよいでしょうか。具体的な例を教えてください。

管理費と事業費に共通する経費や、複数の事業に共通する経費はどのように按分したらよいでしょうか。

- ・活動計算書の各費目を事業費と管理費に按分することになります。
- ・特定の費目が事業費、管理費と定めているわけではありません。法人の実態に応じて各費目を事業費及び管理費に按分します。もちろん、法人によってはある費目全額が事業費または管理費となる場合もあります。
- ・本日のレジュメ「事業費と管理費」を参照してください。

役員借入金として、法人に対して役員が資金を貸し付けた場合の会計処理についてご指導ください。

- ・ 借入金の処理をします。

(借方) 現金預金 *** (貸方) 役員借入金 ***

- ・ 役員借入金の増減を増減明細で注記します。

建物や車両等減価償却すべき資産がある場合には、どのように処理をすればよいでしょうか。耐用年数や償却方法はどう適用させればよいでしょうか。また、計上漏れが発覚した場合、どのように対応すればよいかご教示ください。

- よくある質問の3．4を説明します。
- 固定資産として計上します。

(借方) 建物 *** (貸方) 現金預金 ***

- 耐用年数は利用可能年数を見積もります。法人税法の耐用年数を利用するのも一つの方法です。
- 計上漏れが過年度の場合は、固定資産を計上し過年度修正損益（経常外損益）を計上します。

(借方) 車両運搬具 *** (貸方) 過年度損益修正益 ***

この処理は場合によっては過年度遡求調整という処理になる可能性もあるので、専門家に相談することが望ましい。

前年度の帳簿上の間違いが発覚した場合、今年度においてどのような方法で修正したらよいでしょうか。

- 科目を修正し、過年度修正損益（経常外収益）を計上します。

普段の会計処理の中で、疑問点が生じた場合に気軽に相談できる専門的な窓口があれば教えてください。

- ・さいたま市の場合、月に一度、NPO相談会を開催して、公認会計士協会の有志や税理士の有志が相談に与っています。
- ・各市町村やNPOを管轄する役所などが対応して専門家につなぐ仕組みが必要でしょう。

赤字が継続している法人が、健全な法人運営を実施していくために、経理・会計の視点からアドバイスがあればご教示ください。

- 非営利組織であることから、資金繰りの改善は、会費、寄付や助成金による方法でしょう。
- 収益事業があればその収益事業の事業計画をもとに金融機関からの借入も検討できます。
- NPO法人の場合、非営利組織なので、収益事業はあくまでもその他事業です。収益事業に依存する経営は好ましくないと考えます。このことから、予算案策定時に赤字解消の手立てを考えるべきです。そもそも、NPO法人は運営に支障がない会費や寄付を募って運営することが本則です。事業を行っている場合でも、正味財産の増加と現金預金の増加がマッチしているのか？常に検討すべきです。
- 私見ではありますが、非営利組織とはいえ、社団法人などにある基本金（通常の会社の資本金）がないというのがNPOの財政基盤を希薄にしている原因と考えます。基本金があれば設備などは設立時に基本金で賄えます。制度上の改革が必要だと思っています（学校法人も基本金が重要視されています）。

当会員を対象としたイベント等の参加費（例：一件100円くらい）は、仕訳の項目は何に該当しますか。収益事業となりますか。

- 仕訳

借方：現金 1,000円 貸方：その他収益 1,000円

会費として徴収し、貸方：会費という考え方もある。

（会費とする場合、定期的に徴収する場合が該当すると思量する）

- 収益事業か？

会員向けということから、収益性は低いと考えられる。

Point

実費負担であれば、収益事業とならない。

利益が発生しなければ、収益事業とはならない。

車両を取得した時の会計のやり方・減価償却のやり方を知りたい。

- 車両を取得した時の仕訳

借方：車輌運搬具 *** 貸方：現金預金 ***

金額は車両本体の代金+不隨費用（税金等は租税公課）

- 減価償却の方法

耐用年数を決める：法人税法では6年（収益事業を行っている場合は法人税法に準拠したほうがベター）

減価償却費

定率法：法人税法・定率法の償却率を車両の前期末残高に乗じる。

定額法：法人税法・定額法の償却率を車両の前期末残高に乗じる。

（定額法の場合、取得価額÷耐用年数=減価償却費でも可）

備品で処理をしていたものを固定資産に変更するやり方を知りたい。

- ・ 備品を経費として処理した場合を前提に考えます。

(当期に経費処理した時)

借方：器具備品 *** 貸方：備品費（消耗品費）***

(前期以前に経費処理した時)

借方：器具備品 *** 貸方：過年度損益修正益 *** (経常外収益)

理事の給与手当はすべて役員報酬となるのか？

- ・NPO法人は役員報酬を支給できる役員数は役員の3分の1までと定められています（役員名簿に報酬を支払う役員の数は3分の1）。このことから、理事であっても役員報酬を支払わない理事は、職員の業務を行っていることになり、役員報酬に該当しません。
- ・代表理事、専務理事、常務理事、監事など役員専任となるような名称を付されている場合は役員報酬となります。
- ・収益事業を行っている法人で、過去に役員報酬として申告している場合は役員報酬となります（調査で否認された場合も同じ）。

講師の連絡先

- 公認会計士 酒井健一事務所
- 公認会計士・税理士 酒井健一
- 住所：埼玉県さいたま市浦和区元町1－7－4
- 電話：048-813-1023
- E-Mail：kenbousha@nifty.com
- HP <http://www.ksakai-tax.com/>